

第 1 0 期
高槻市入札等監視委員会審議報告書

令和 4 年 3 月 2 8 日
高槻市入札等監視委員会

目 次

はじめに	1
第 1 委員会の開催状況	1
第 2 平均落札率の推移	3
第 3 第 9 期委員会の提言に対する市の取組	4
1 入札の不成立	
2 予定価格等の事後公表	
3 最低制限価格等の見直し	
4 水道部の発注状況について	
5 働き方改革に向けて	
第 4 審議概要	6
1 入札の不成立	
2 低入札価格調査制度	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
第 5 今後の改善に向けて	11
1 入札の不成立	
2 最低制限価格等の設定	
3 水道部の発注状況について	
4 働き方改革について	
おわりに	13

はじめに

高槻市では、公共工事の入札・契約の適正化を促進し、公平性・透明性を一層高めていくため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）に基づき、平成14年に外部の学識経験者から構成される第三者機関として、高槻市入札等監視委員会を設置した。第10期の委員会（令和2年4月から令和4年3月まで）においては、大学教授、警察OB、大学講師の3名の委員により審議が進められ、市が発注する公共工事等の入札契約手続及びその制度について、公正かつ独立した立場から審議が行われた。

第10期委員会の開催状況及び審議案件は、表1及び表2のとおりである。

第10期の2年間、市では、令和3年3月に安満遺跡公園の全面開園を迎えたほか、高槻城公園芸術文化劇場の整備に取り組むとともに、新たに高槻城公園（中央エリア）の整備工事やJR高槻駅北駅前広場の再整備に着手した。

また、第9期から引き続き実施している公共施設のブロック塀撤去工事や、公共施設の老朽化対策として学校等の外部及び内部改修工事を実施した。

この第10期委員会では、第9期委員会の提言に対する市の取組の検証を含め、2年間で厳格かつ公正な審議を行ってきた。この結果を取りまとめ、本報告書を作成するものであり、市に対し、今後の入札及び契約制度の更なる改善に向けて参考とされるよう提言する。

第1 委員会の開催状況

表1 開催状況

回次	開催日	審議対象期間（入札日基準）	審議案件数（対象件数）
第72回	令和2年6月26日	令和2年1月～3月	5件（17件）
第73回	令和2年8月21日	令和2年4月～6月	20件（57件）
第74回	令和2年11月17日	令和2年7月～9月	12件（71件）
第75回	令和3年2月19日	令和2年10月～12月	17件（94件）
第76回	令和3年6月4日	令和3年1月～3月	3件（5件）
第77回	令和3年8月20日	令和3年4月～6月	19件（71件）
第78回	令和3年11月12日	令和3年7月～9月	8件（69件）
第79回	令和4年2月10日	令和3年10月～12月	11件（76件）

表2 審議案件の内訳

回次	制限付一般競争入札	指名競争入札ほか	その他
72	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 管1、電気1、電気通信1 ・主要工事の入札結果 管及び水道施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・不成立の案件 舗装1 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度の工事成績結果報告 ・入札における失格
73	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木1、建築3 ・高落札率の案件 建築3、内装仕上1 ・不成立の案件 電気1 ・入札手続きのやり直し 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 建築設計1 ・不成立の案件 建築3、管1、土木設計1、 建築設計1 ・随意契約の案件 土木1、電気1、清掃施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・一般競争入札案件の参加状況
74	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 建築1、電気1 ・高落札率の案件 土木1、機械器具設置1、 電気通信1、建築設計1 ・史跡安満遺跡整備工事（植 栽）その他2件 造園3 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 造園1 ・不成立の案件 建築1、土木設計1 	<ul style="list-style-type: none"> ・施工の平準化の推進
75	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 とび土工2 ・高落札率の案件 建築1 ・不成立の案件 とび土工2、舗装1、土木設計1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 土木1 ・不成立の案件 土木4、電気1、管1、舗装2、 機械器具設置1 	
76	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 解体1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 土木設計1 ・随意契約の案件 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度の制度改正 ・一般競争入札案件の参加状況 ・令和2年度の工事成績結果報告
77	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木1、解体1 管及び水道施設1、水道施設1 ・高落札率の案件 建築設計1 ・不成立の案件 管1、水道施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 電気1、管1、建築設計1 ・不成立の案件 建築2、管1、土木設計1、 建築設計3 ・随意契約の案件 機械器具設置1、土木設計1 	
78	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 建築1、管1、内装仕上1 ・不成立の案件 管及び水道施設1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 土木設計1 ・不成立の案件 解体1、土木設計2 	<ul style="list-style-type: none"> ・JR高槻駅北駅前広場整備工事の発注
79	<ul style="list-style-type: none"> ・低入札価格調査対象案件 土木1、管及び水道施設1 ・高落札率の案件 とび土工1 ・不成立の案件 土木1 	<ul style="list-style-type: none"> ・高落札率の案件 土木1 ・不成立の案件 建築1、とび土工1、土木設計2 ・随意契約の案件 土木2 	<ul style="list-style-type: none"> ・働き方改革について

第2 平均落札率の推移

過去5年間（平成29年度から令和3年度まで）にわたる全発注案件の平均落札率（件数ベース）及びその推移は、表3-1及び表3-2のとおりである。

建設工事全体においては、令和元年度に平均落札率が大きく上昇したが、これは、平成31年4月に最低制限価格設定率を改正したことによるものであり、実質的な落札率の上昇は1～2ポイントの範囲であった。令和元年度に平均落札率が下落した電気工事についても、令和2年度以降は上昇に転じている。

なお、業務委託（測量・建設コンサルタント等）では、最低制限価格設定率の改正は実施していないが、平均落札率は上昇する傾向にある。

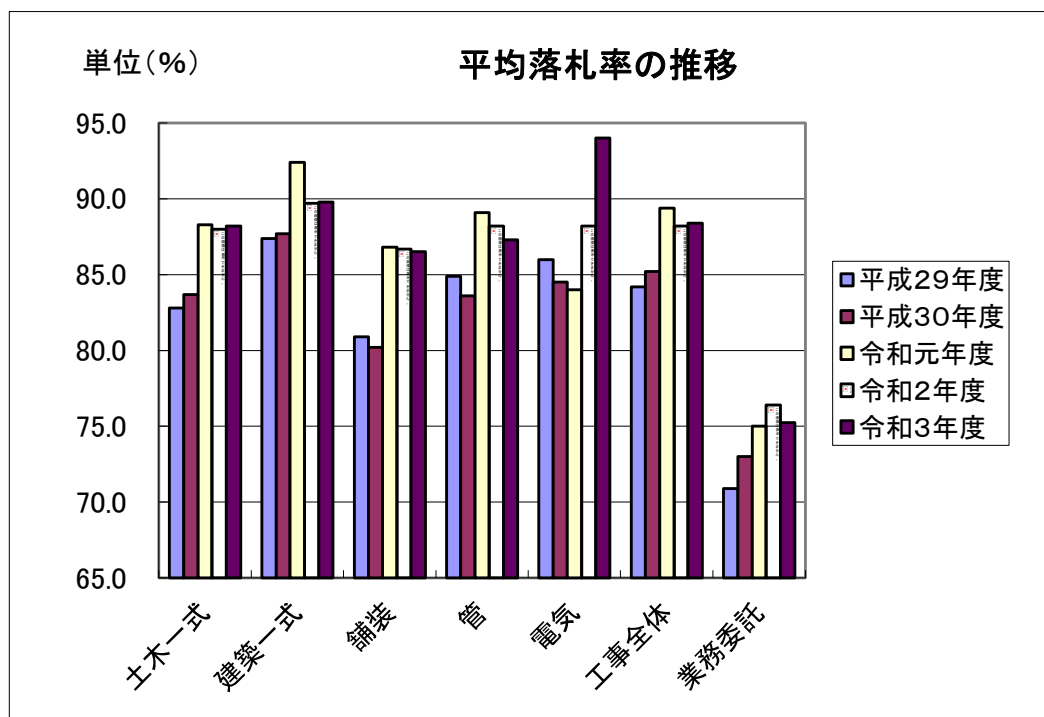
表3-1

単位(%)

業種	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
土木一式	82.8	83.7	88.3	88.0	88.2
建築一式	87.4	87.7	92.4	89.7	89.8
舗装	80.9	80.2	86.8	86.7	86.5
管	84.9	83.6	89.1	88.2	87.3
電気	86.0	84.5	84.0	88.2	94.0
工事全体	84.2	85.2	89.4	88.2	88.4
業務委託	70.9	73.0	75.0	76.4	75.3

注) 工事全体の落札率は、5業種を含めた全工事業種の平均である。

表3-2



第3 第9期委員会の提言に対する市の取組

第9期委員会（平成30年4月から令和2年3月まで）では、入札・契約制度等の今後の改善に向けて、5項目の提言を行った。これらの提言を受けて、第10期委員会では、市がどのような取組を行ったかについて、以下、項目ごとに検証した。

1 入札の不成立

第9期入札等監視委員会審議報告書（以下「9期報告書」という。）では、令和元年度に増加した入札不成立への対策として、発注時期の調整や同種工事の同時発注本数を減らす等、発注の際に業者が参加しやすくなる工夫を行うことを提言した。

第10期においては、入札不成立の件数が令和2年度25件、令和3年度20件と減少傾向がみられ、業種別発生状況では第9期で多く見られた建築工事での入札不成立が大幅に減少した。

入札不成立の減少には外部環境の影響も想定されるが、市では、契約担当部局と事業課との間で、発注時期の調整等に取り組んでおり、入札不成立の抑止に努めた。

2 予定価格等の事後公表

市では、平成30年度から予定価格5,000万円以上の案件を対象に予定価格の事後公表を実施している。国土交通省では事後公表を採用し拡大する方針であるが、9期報告書では、事後公表は、不良不適格業者を排除し、抽選落札を防ぐという点では優れた取り組みである反面、初期段階では失格の増加や入札参加業者の減少が見られるため、安価な入札に適用することはマイナスの側面がより拡大するとして、拡大は時期尚早との見解を示した。

第10期においては、予定価格等の事後公表の拡大は行われなかったが、これは前述の提言を踏まえたものである。なお、入札不成立のうち入札不落の状況を見ると、令和2年度では全8件のうち4件、令和3年度では全7件のうち4件が事後公表案件であり、その半数程度を占めることから、事後公表が入札不落の誘因となっている可能性はある。

国土交通省の方針により、予定価格等の事後公表は中長期的に対象拡大の方向性にあると考えられるが、入札執行状況を分析することで、事後公表によるメリット、デメリットを見極めて対応すべきと考える。

3 最低制限価格等の見直し

市は、最低制限価格及び低入札価格調査基準価格（以下「最低制限価格等」という。）を中央公共工事契約制度運用連絡協議会（以下「中央公契連」という。）の示すモデルなどに準拠して設定している。9期報告書では、最低制限

価格等の設定について、建設工事においては国土交通省の通知等の外的要因と入札不成立等の内的要因の双方を見極めながら見直しを判断する必要があるとし、平成31年4月の引上げ時に据え置かれた業務委託においては、入札不成立の状況が続けば引上げを検討すべきと提言した。

市では、引き続き第10期においても、建設工事では中央公契連平成28年4月モデルに準拠、業務委託では市独自基準（一律70%）で最低制限価格等を設定している。しかし、平成31年3月に中央公契連モデルの見直しが行われたことから、近隣自治体においては、このモデルを採用している状況にある。また、国土交通省においては、地方自治体に対して設定率見直しによるダンピング対策強化の要請を継続的に行っている。

市は、前回の見直しから数年経過していること、国土交通省からの要請や近隣自治体の動向を踏まえ、令和4年4月発注分から、建設工事と業務委託とも、最低制限価格等の設定を最新の平成31年3月中央公契連モデルなどに準拠したものとすべく検討を行った。

4 水道部の発注状況について

9期報告書では、配水管工事及びこれに伴う舗装工事では今後も高い競争性を維持する必要があることや、参加業種の少ない工種については参加業者の増加に向けた取組を検討する必要があることを提言した。

第10期では、参加業者が少ない傾向にある電気工事や機械器具設置工事等において、入札参加資格の制限の緩和に努めるとともに、年度の早い時期に発注を行った。

5 働き方改革に向けて

国土交通省は建設業における働き方改革を加速させるため、「長時間労働の是正」「給与・社会保険」「生産性の向上」の3分野で「建設業働き方改革加速化プログラム」を平成30年3月に策定した。第9期では、「長時間労働の是正」「給与・社会保険」にかかる市の取組内容を確認し、今後更なる取組として、他市動向等を踏まえながら「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」を検討する必要性を提言した。

第10期で、市は「長時間労働の是正」の取組の一つである「施工時期の平準化」に取り組んでおり、令和3年度から「高槻市余裕期間制度活用工事実施要領」を施行した。これは、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、工事着工前に労働者の確保や建設資材の調達を行うことができる余裕期間を設定する工事の実施について定めたものであり、柔軟な工期設定に資する取組である。

令和3年度に市長部局では、発注者が示した工事着工期限までの間に受注者が工事着工日を設定する方式である任意着手方式を採用し、通常の工期に比べて31日間の余裕がある工期での入札を実施した。しかし、当初の入札

は全応札者失格のため不成立となり、再度の入札では工期の見直しが行われ、余裕期間制度は適用されなかった。

同じく令和3年度に水道部では、この制度の任意着手方式を採用し、配水管工事を発注している。

第4 審議概要

1 入札の不成立

(1) 不調・不落の状況

入札不成立の発生状況を見ると、令和元年度は43件（不調31件、不落12件）、令和2年度は25件（不調17件、不落8件）、令和3年度は20件（不調13件、不落7件）と、次第に減少してきている。（表4参照）

表4 入札不調及び不落案件 単位(件)

業種	令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)	入札不調	予定価格超過 (入札不落)	最低制限未滿 (入札不落)
土木一式	2	(1)	2	3		1	2		
建築一式	12	1	3	3	1	1	1		2
舗装			1	1		2			1
管	4	1	1	2			1		2
電気	1	1	1	1	1				
その他工事	7		1	2		2	1	(1)	2
業務委託	5			5			8		
計	31	3	9	17	2	6	13		7

注1) 令和元年度に応札者の失格により入札不落になった案件が1件あり。

注2) カッコの案件は予定価格超過と最低制限価格未滿が混在しているため最低制限価格未滿に計上。

不調案件については、令和2年度の17件から令和3年度は13件に減少している。その内訳を業種別に見てみると、令和2年度で最も多かったのは業務委託の5件で、次いで土木一式と建築一式が各3件、令和3年度で最も多かったのは、業務委託の8件、次いで土木一式の2件であった。これまで不調が多かった建築一式に代わって業務委託が急増した。業務委託の不成立が増加した主な要因は、業務内容によるものや最低制限価格の設定率が近隣自治体に比べ低いことが影響したと考えられる。

次に、不落案件については、令和2年度の8件から令和3年度は7件に減少している。内訳を見てみると、令和2年度は、予定価格超過によるものが2件、最低制限価格を下回ったものが6件、令和3年度は、最低制限価格を

下回ったものが6件、予定価格超過と最低制限価格未滿が混在しているものが1件あった。

令和2年度に予定価格を超過した2件は、予定価格事後公表の案件であり、このうち予定価格との乖離がやや大きかった1件は、工事内容により、積算に難しい面があったと考えられる。次に、最低制限価格を下回った6件のうち4件は、全者がこの価格を下回っており、事業者の受注意欲が高かったためと思われる。なお、令和3年度で最低制限価格を下回った案件も同様である。

令和3年度に応札者の全てが予定価格超過もしくは最低制限価格未滿となった案件（1件）は解体工事であり、工法により設計金額が大きく変動し、施工面積が広大であるためその影響が大きく出たものと考えられる。解体工事には、業者見積を基に積算する工種が多く含まれるため、如何によりの確な実勢価格を把握するのが今後の検討課題と言える。

（2）大型案件

第10期ではJR高槻駅北駅前広場整備工事が2回にわたって不成立（3回目で成立）となった。また、大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備工事についても不成立（2回目で成立）となった。

まずJR高槻駅北駅前広場整備工事については、1回目の公告で応募者がなく、不成立となった。そのため、2回目の公告では、必要応募者数の見直しや入札参加資格の緩和に加え、JVだけでなく単体事業者での参加も可能としたが、応募者はなかった。3回目の公告では、入札参加者資格の更なる緩和を行ったところ、2者から応募があり、落札者の決定に至った。

1回目及び2回目の不成立は、工事内容が土木一式と建築一式とがほぼ同規模の割合であったことや、工種が多く工程管理が複雑であったことなど、この工事の特殊性により事業者の応札意欲が低調になったためと思われる。本案件は入札参加者資格の2度にわたる緩和により成立に至ったが、特殊な工事については、工事内容を十分に吟味し、様々な角度から検討を加えることで、入札参加者資格の設定を始め、より適切な発注条件を設定する必要がある。

次に、大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備工事については、1回目の公告では1者の応募があったが必要応募者数に満たず不成立となった。そのため、2回目の公告では必要応募者数の見直しや入札参加資格の緩和を行ったところ、2者から応募があり、落札者の決定に至った。

1回目の不成立は、水道施設（浄水場等）の場内における工事が、運用しながらの工事となるため、工期が長く、多工種で手間がかかる割には規模が比較的小さく採算性が厳しいことも不成立に繋がったと考えられる。本案件は入札参加資格の緩和等により成立に至ったが、業者が採算面等から消極的に捉える可能性がある工事については、当初から可能な範囲で多くの業者が

参加できる入札参加資格を設定する必要がある。

2 低入札価格調査制度

第10期の低入札価格調査は、予定価格1億5,000万円以上の案件のうち落札金額が低入札価格調査基準価格を下回り、かつ失格基準価格以上になった案件13件と、不落案件のうち最低制限価格と入札価格の乖離が大きい再入札案件3件について行われた。第10期委員会では、これらの案件のうち14件について報告を受け、審議を行った。

第9期委員会では、低入札価格調査時の質問内容の工夫と、不十分な説明があった場合の再質問についての改善を求めたところ、調査実施前に質問内容を精査するなど工夫した結果、以前と比べてより具体的な回答が得られていた。一方で、積算内容については、工種によって市の積算と調査対象者の積算に著しい乖離がある項目が一部見られるため、ダンピングが行われている恐れがないか、市として重点的にチェックしていくべきであろう。

低入札価格調査対象案件数は、大型事業の実施に伴い、近年増加傾向にある。入札結果によっては調査の実施に至らない場合もあるが、低入札価格調査の実施は、適正価格による調達と品質確保に寄与するため、有益な取り組みであり、実効性のある調査を実施することが重要であろう。

3 水道部の発注状況について

近年、他自治体において、本局の契約部門から目が届きにくい出先部局での問題事例が複数件発生したことから、水道部の案件についても定期的な監視が必要と考え、9期報告書から水道部における工事発注状況についても取り上げている。

(1) 概況

水道部発注案件について、工種別に分析すると、大半が配水管工事とこれに伴う舗装工事であるが、その他の工種として、令和元年度からの3か年では、電気工事6件のほか、少数の土木一式工事、水道施設工事、電気通信工事及び機械器具設置工事があった。

(表5参照)

表5 配水管工事及び舗装工事以外の工事一覧（委託を除く。）

※不成立等により複数年度で発注したものは、当初発注年度のみ記載

令和 元年度	<土木一式>	郡家新町地区ほか配水管改良工事に伴う旧管処理・復旧工事
	<電気>	無停電電源装置更新工事
	<電気>	令和元年度減圧弁水圧監視システム増設工事
	<土木一式>	唐崎地区ほか配水管改良工事に伴う旧管処理・復旧工事
	<水道施設>	大冠浄水場第2配水ポンプ室南側場内配管整備工事
令和 2年度	<電気>	大冠浄水場管理棟空調設備更新工事
	<電気>	日吉台配水池1号池緊急遮断弁盤更新工事
	<電気通信>	二重化テレメータ更新工事
	<電気>	大冠浄水場ほか残留塩素計更新工事
	<機械器具設置>	樫田浄水場送水ポンプ更新工事
令和 3年度	<水道施設>	大冠浄水場2号池改修及び場内配管整備工事
	<土木一式>	城山第1配水池東側擁壁部対策工事

次に、工事発注件数等の状況は次のとおりであった。（表6参照）

- ・配水管工事の年度ごとの件数の推移は、若干の減少はあるものの概ね横ばいといえる。
- ・舗装工事の件数は年度により増減がある。これは、舗装工事が管工事の施工時期等により翌年度に繰り越すケースや、振動対策等により配水管工事に含めて舗装工事を発注するケースがあるためである。
- ・令和2年度において、5,000万円以上の配水管工事が減少している。これは、令和2年度が第8次水道施設等整備事業計画（5か年）の最終年度であり、複数年度にまたがる大規模な工事は、令和3年度を始期とする第9次水道施設等整備事業計画において発注するためである。

表6 配水管工事及び舗装工事の発注状況

	配水管工事	舗装工事
令和元年度	32件（内、5,000万円以上 16件、50.0%）	8件
令和2年度	25件（内、5,000万円以上 5件、20.0%）	17件
令和3年度	27件（内、5,000万円以上 15件、55.6%）	16件

（2）入札結果

競争性の確保が図られているかを検証するため、入札結果を調べたところ、各工事とも入札参加業者数が多く競争性が高い傾向がうかがえた。特に、配

水管工事で特定建設業の許可を必要としない工事では、該当業者数が90者を超え、多いものでは50者以上が参加しているケースもあった。また、平均落札率の推移を見てみると、令和元年度の88.24%、令和2年度の87.43%、令和3年度の87.67%は、いずれも各年度の最低制限価格の平均に近い数値である。(表7参照)

表7 平均落札率の推移 (低入札価格調査対象案件を除く。)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
配水管工事 (最低制限価格)	88.24% (88.04%)	87.43% (87.38%)	87.67% (87.57%)

(3) 制度改正への対応

令和2年度から予定価格2,500万円未満の工事で主任技術者等の兼任配置が可能となった。これは、この価格帯における必要応募者数未達による入札不成立が解消されることを期待したものだが、水道部の応募者数未達による不成立は以前から少ない傾向にあるため、その効果の確認には至っていない。

また、市は、令和3年度から公共工事の施工時期の平準化の一環として、工期の余裕期間制度を導入しており、水道部では、令和3年11月19日に公告した配水管工事において、この制度の任意着手方式を採用している。

4 働き方改革について

国土交通省と総務省の連名で令和3年12月21日付け「公共工事の円滑な施工確保について」が発出され、地方公共団体に対して様々な措置を講じるよう要請があった。具体的には、公共工事の円滑かつ適切な執行に向けて、適正価格による契約のための措置の実施のほか、関係部局の緊密な連携による施工時期の平準化の推進や、適正な工期設定に関する措置として週休2日等を考慮し、必要となる労務費や機械経費等を請負代金に適切に反映することなどが示された。当該要請を踏まえ、「施工時期の平準化」「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」の重要性を改めて確認した。

また、第9期からの検討事項である「施工時期の平準化」「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」の実施状況等について、以下のとおり市から報告があった。

まず、「施工時期の平準化」の状況について、国土交通省の資料によると、大阪府内各市の平準化率(通常閑散期である4月から6月期における公共工事の平均稼働件数を年度の平均稼働件数で除した指標)は、市町村全体では、平成30年度は0.57、令和元年度は0.46(対前年度比0.11ポイント減)であった。一方、高槻市では、平成30年度は0.44、令和元年度は0.52(対前年度比0.08ポイント増)、令和2年度は0.43(対前

年比0.09ポイント減)であった。

次に、「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」については、4週8休をモデルとした工事の先進事例の説明があり、時間外労働の上限規制(罰則付き)が適用される令和6年度に向け、建設業の担い手確保を支援する取組として、「4週8休工事」等の積極的な推進に取り組むとの報告を受けた。

第5 今後の改善に向けて

1 入札の不成立

第10期においては、入札不成立件数の減少が見られた。令和2年以降、コロナ禍による厳しい社会経済情勢と建設業界での民間需要の冷え込みが、業者の公共工事への受注意欲に影響を与えた結果とも言え、この状況が今後も継続するかは不透明である。

入札不成立は、再度の入札で成立しない場合等は事業進捗への影響が生じうるため、改善すべき課題であり、入札・契約制度の工夫により抑止することが可能である。市はこれまでの取組に加え、参加業者数の増加に寄与する取組に注力すべきである。例えば、夏休み工事の発注時期の分散化、余裕期間制度の導入等は参加業者数を増やす取組としても有効と考える。

また、大型案件のうち特殊な要素を有する工事は入札不成立に至る場合が見受けられる。その原因は一様ではないものの、工事内容を十分に吟味し、より適切な発注条件の設定に努められたい。

さらに、前述したように、応募者数が入札成立に必要な数を満たさず不成立となった案件が、各年度数件見られた。発注案件の業種、規模、内容等に応じた参加実績等を踏まえ、必要応募者数を的確に設定することが必要といえる。

2 最低制限価格等の設定

市から、最低制限価格等の設定率について、令和4年4月発注分から中央公契連平成31年3月モデルに準拠したものとする旨の報告を受けた。

今回の見直しでは、建設工事については、直接工事費に乗じる率を95%から97%へと変更し、業務委託については、一律70%であった設定率を「土木コンサル」「建築コンサル」「測量業務」「補償コンサル」「地質調査」の業務ごとに設定された率を用いる方式に変更することとなった。

前回の見直し時(令和元年度)においては、落札率が上昇するとともに、入札不成立の増加が見られた。今回の見直しでは、業務委託の設定方式が大きく変更となるため、前回と同様に入札不成立の増加が懸念される。市は事業者への周知を図るとともに、入札への影響の分析に努められたい。なお、業務委託においては、一律の設定率のため最低制限価格についても事前公表

であるが、今後は建設工事と同様に事後公表への段階的な切替を検討されたい。

また、最低制限価格等の設定については、引き続き国土交通省等の動向を注視し、見直し等が行われた場合には、本市の公共工事発注に対する影響を分析した上で適切な対応を検討されたい。

3 水道部の発注状況について

水道部における工事発注の大半を占める配水管工事及びこれに伴う舗装工事には多数の業者が入札に参加しており、今後も引き続き、このような高い競争性を維持し、競争性の確保を図っていくことが必要である。

一方で、同部が発注する電気工事や機械器具設置工事等においては、参加業者が少ない傾向にあるため、多くの業者が参加できるよう、施工内容や、発注時期・参加資格について工夫されたい。

また、働き方改革の一環として、公共工事の施工時期の平準化に向けて制度導入された工期の余裕期間制度等に、水道部としても、引き続き積極的に取り組むべきである。

なお、水道部においては、平均落札率はここ数年最低制限価格に近い数値で推移しており不審な動きは見られない。引き続き、公正な職務の執行について再認識し引き続き十分な注意を払いながら、適正な入札事務の執行に努められたい。

4 働き方改革について

建設業の働き方改革に関する関係省庁連絡会議による「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」では、「建設業の生産性向上等も踏まえて適正な工期の設定に向けた取組が推進されることは、長時間労働の是正や週休2日の推進など建設業への時間外労働の上限規制の適用に向けた環境整備につながることは勿論、そのみならず、建設業の働き方改革を通じ、魅力的な産業として将来にわたって建設業の担い手を確保していくことにより、最終的には我が国国民の利益にもつながるもの」と示している。

公共工事においては、通常、入札公告等において当初の工期が定められることから、発注者には、本ガイドラインに沿って適正な工期を設定する役割が求められる。また、長時間労働の是正等の観点からも、公共工事入札契約適正化法や公共工事品質確保法に定める発注者の責務等を遵守する必要がある。これらを踏まえ、「週休2日工事及び週休2日を実現できる適正工期設定」について、関係所管課との連携を図ることや他市のモデルケースも参考にしながら令和6年度までに着実に段階的に取り組まされたい。

また、「施工時期の平準化」について、公共工事品質確保法や入札契約適正化指針の趣旨を踏まえて、計画的に発注を行うなど、関係所管課と連携を図りながら、円滑に工事を実施していただきたい。

おわりに

令和2年以降、全世界に広がった新型コロナウイルス感染症により、国内においては、度重なる緊急事態宣言の発出が余儀なくされ、これに伴う経済への影響は多大なものとなった。このような状況下で、本委員会においても、工事発注への影響を危惧していたが、第10期では入札不成立の増加は見られなかった。引き続き、コロナ禍による影響については注視していきたい。

これまでも、低入札価格調査については、ヒアリング時の質問内容などに改善を求めてきた。第10期において複数案件の報告を受ける中で、一定の改善がなされてきたものと評価するが、市と業者の積算内容との乖離に対し重点的に確認を行うなど、今後とも実効性ある調査に向け、努力されたい。

また、次期は働き方改革に向けた取組を具現化する段階でもある。本委員会としても、引き続き丁寧に議論していきたい。

最後に、本委員会としては、この審議報告書で示すように、市がより公正で適正な入札・契約手続きを確立すべく、更なる改善に尽力されることを切に望むものである。